

県南広域振興局長告示第165号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年県南広域振興局長告示第225号）で告示した奥州市水沢羽田特定猟具使用禁止区域及び奥州市胆沢区小山外浦特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成25年10月29日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 変更後の奥州市水沢羽田特定猟具使用禁止区域の区域 奥州市水沢区地内の国道397号と市道上小谷木沼尻線との交点を起点とし、起点から国道397号を北東に進み農道室ノ木久保線との交点に至り、同点から同農道を北に進み市道久保荒川1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道宝柳木荒川線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道宝柳木御山下線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上新田駅前線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道森御山下2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道羽田幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道和田黒田助線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道洗田水無沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道和田黒田助線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道北鶴ノ木西田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道上小谷木沼尻線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の奥州市胆沢区小山外浦特定猟具使用禁止区域の区域 奥州市地内の市道道場下沢田線と市道上大畑平養ヶ森線との交点を起点とし、起点から市道道場下沢田線を南東に進み市道持堤下線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道簾森日除松線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道北二ノ台線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道新田外浦線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道道場外浦線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上大畑平養ヶ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域